平成 22 年 12 月 22 日

日本玩具協会

ST 海外検査機関の発行する「ST 判定シート」の様式(フォーマット) について

- 1.11月9日付で、SGS 香港等3検査機関をST海外検査機関に追加する旨の通知を致 しましたが、その通知の中で、ST海外検査機関は、試験結果をもとに「ST 判定シー ト」に検査結果を記入し、試験成績書に添付して申請者に渡すことになる旨を併せて 通知しています。(ST 検査の申請者は、(試験成績書及び)当該「ST 判定シート」を、 国内 ST 検査機関に提出します。)
- 2. なお、ST 判定シートの記載内容についてその後寄せられた意見等を踏まえ、「別紙」 のとおりに改定しました。平成23年1月から、当該様式(フォーマット)を使用す ることになりますので連絡します。

【「ST 判定シート」記入に関しての注意点】

- (1) 「ST 判定シート」には、当該商品に係る「ST マーク使用許諾契約者」(国内検査機関 に ST 検査の申請を行う者)の名前の記載が必要です。海外検査機関に検査申請を行っ た「現地企業・現地工場」の名前しか記載されていない「ST 判定シート」は、国内 ST 検査機関では受理されません。
- (2)各検査項目につき、「合格」「検査必要と推定(実施はしていない)」「検査不要」のいずれかのボックスにチェックが入れられます。海外検査機関では検査が必要と判断するものの、申請者の要請により検査が実施されていない項目については、「検査必要と推定(実施はしていない)」のボックスにチェックが入れられます。当該ボックスにチェックが入っている場合、ST検査申請者は、検査が実施されていない理由について、国内ST検査機関に対して説明する必要があります。
- (3) 「ST 申請システム」から ST 検査申請を行う場合、海外検査機関発行の試験成績書を もとに、「材料明細」欄への材質等の入力を漏れなく行う必要があります。

(国内 ST 検査機関では、海外検査機関の試験成績書に基づいての点検は、今後行いません。)

(4) 「ST 判定シート」は、(海外検査機関に対する) 来年1月以降の検査申請に対して発行されます。

本年中に(海外検査機関に)検査申請を行い、発行された試験成績書に関しては、来 年以降、国内 ST 検査機関に提出する場合であっても「ST 判定シート」の提出は必要あ りません。

本件についての問合せ先 日玩協事務局 山口・中田・小林 (12 03-3829-2513)

ST Judgment Sheet to be prepared by the Foreign Testing Body (海外検査機関 ST 判定シート)

Name of Foreign Testing Body(検査機関名)

Date of Judgment (Date of the issuance of the test report) / Test report No. (判定日 (試験成績書の作成日)) / (試験成績書番号)

Product Name (商品名)

Name Applicant of the test (検査申請者名)

ST Mark Licensee of the product*(当該商品の ST マーク使用許諾契約者名)

	Deemed to be	No need to be		
Pass	tested (not	tested	Clause	Requirement
合格	conducted) *	検査不要	項目	要求事項
	検査必要と推定			
			1.12	Harmful material, Food Sanitation
				(有害物質、食品衛生)
			1.1	Coloring matters (着色料)
			1.2	PE, PVC
			1.3	Decalcomania, folded papers and
				rubber-made toys(うつし絵、折り紙、ゴム)
			1.4	Vinyl chloride resin coating
				(塩化ビニル樹脂塗装)
			1.5	Paint coating (その他塗装)
			1.6	Formaldehyde(ホルムアルデヒド)
			1.7	Soap bubble solution(シャボン液)
			1.8	Ink and the like used for the graphic
				instruments
				(書画用品に使用されているインク類)
			1.9	Phthalate compound(フタル酸エステル類)
			1.10	Rubber pacifiers(ゴム製おしゃぶり)
			1.11	Metals used for toy(玩具に用いられた金属)

Remarks (備考)

Note:(注意事項)

* The ST Mark Licensee is the applicant of the ST test for the product to the Designated Testing Bodies. (「ST マーク使用許諾契約者」とは、当該商品について国内 ST 検査機関に ST 検査を申請する者です。)

* When the box "Deemed to be tested (Not conducted)" is marked, the ST Mark Licensee of the product must explain the Japanese Designated Testing Bodies about the reason.

(「検査必要と推定」のボックスにチェックが入っている場合、その商品の ST マーク使用許諾契約者は、 国内 ST 検査機関に理由を説明しなければなりません。)

Note from JTA to Applicants :

The judgment of this sheet will be transferred into the "ST System" by the Designated Testing Body to which this sheet is submitted, and will be used for the judgment of the ST Standard conformity.

(Test reports and this "ST Judgment Sheet" by Foreign Testing Bodies shall be submitted to Designated Testing Bodies for the ST conformity test on the Applicants' responsibility. On the ST conformity test, Applicants are held accountable for the test reports by the Foreign Testing Bodies.)

Japanese Designated Testing Bodies will not check the test results or missing parts on the test reports by Foreign Testing Bodies on which this "ST Judgment Sheet" is based.

If it is found later that the test reports are not correct or necessary tests are missed, etc, which leads to the error of the judgment by this sheet, the ST Mark issued based on this judgment shall become void between the JTA and the applicant.

(The ST Mark shall be deemed still valid between the JTA and a consumer until this is announced.)

Any necessary measures which should be taken due to the invalidation of the ST Mark as above shall be primarily addressed by the applicant.

日玩協から申請者への注意:

この判定シートの判定内容は、これを提出する日本の ST 検査機関において ST システムに入力され、 ST 基準適合判定に利用されます。

(海外検査機関の試験成績書及びこの判定シートは、申請者の責任で ST 検査に提出して頂くもので す。ST 検査においては、海外検査機関の試験成績書の記載内容等の説明責任は申請者にあります。)

なお、日本の ST 検査機関は、この判定の元になった海外検査機関の試験成績書について、検査項目 の漏れや検査結果の点検は行いません。

試験成績書に検査漏れ等の不備等があり、この判定シートの判定が誤っている場合には、日本玩具 協会と申請者との間では、この判定に基づいたSTマークは無効となります。(日本玩具協会と消費者 との間では、その旨を公表するまでは、STマークは有効なものとして取り扱われます。)

上記の場合のSTマーク無効により必要となる各種対応は、一次的に、申請者において対応して頂 くこととなります。